

後見センターレポート vol.12 (平成28年10月)



裁判所が追加信託の検討を求めた場合について

後見センターレポート vol.10 (平成28年2月) で、後見制度支援信託 (以下「信託」といいます。) を利用する場合は、従前の預貯金口座に残す金額 (手元金) がおおむね100万円から500万円程度となるように信託財産額を設定いただきたいとお知らせしましたが、信託を利用した時点でそれを大きく上回る手元金が存在したため、現在も高額の手元金を管理している後見人や、信託利用後に黒字収支が続くなどしたことで、現在は高額の手元金を管理している後見人もおられると思います。

そのような場合は、裁判官の判断により、現在の手元金の一部を追加して信託することの検討を求められることがありますので、そのような求めがあったら、追加信託をするか否か、どの程度の額を追加信託するかなどを検討してください (判断に迷った時は、裁判所に相談してください。)。最初の信託の手続は専門職 (信託後見人) が行いましたが、同一の信託銀行に追加信託する場合の手続は、親族後見人が単独で行うことができますので、その場合は報酬の支払は必要ありません。一方、後見人が追加信託を利用せず、そのまま高額の手元金の管理を続けることとなる場合は、裁判官の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

監督人が選任されている場合の後見人の提出書類等について

後見センターレポート vol.11 (平成28年5月) で、後見等監督人 (以下「監督人」といいます。) が選任された場合に、監督人が定期報告及び報酬付与申立てに際して裁判所に提出すべき書面についてお知らせしましたが、監督人のみならず後見人等も報酬付与の申立てをする場合は、後見人が監督人とは別に、報酬付与申立書及び報酬付与申立事情説明書を裁判所に提出する必要があります。財産目録や預貯金通帳の写しを裁判所に提出する必要はありませんが、付加報酬を求める場合は、裏付資料の提出が必要となることがあります (なお、以上の説明は、後見人等が裁判所に対して提出する書類に関するものであって、監督人には監督人から求められた書類を提出する必要がありますので、ご注意ください。)

監督人が選任されている後見人等が報酬付与申立てをする場合は、監督人を通じて申し立てるなどして、できる限り監督人と同時に申し立てるようにしてください。監督人から定期報告及び報酬付与申立てがされる前に、後見人等から報酬付与申立てがされることありますが、裁判所としては、監督人の定期報告によって後見人等の事務が適正に行われていることを確認できない限り、後見人等に対して報酬付与の審判をすることができません。

もし、監督人とは別個に報酬付与申立てをする場合も、その旨を監督人に事前連絡してくださるようお願いいたします。